令和８年第８回安平町議会臨時会議案

令和８年１１月２６日

安　平　町

議案第１号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年11月26日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

８月７日付け人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、安平町職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率を改定するとともに、所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　年　月　日

安平町長　及　川　秀一郎

安平町条例第　号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（安平町職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　安平町職員の給与に関する条例（平成18年安平町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第17条第１項中「4,700円」を「5,000円」に、「２万2,500円」を「２万4,000円」に改める。

第20条第２項中「100分の126.25」を「、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75」に改め、同条第３項中「100分の71.25と」の次に「、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と」を加える。

第23条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「100分の106.25」の次に「、12月に支給する場合には100分の108.75」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「100分の51.25」の次に「、12月に支給する場合には100分の53.75」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６級	７級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800

	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700

	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600		
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900		
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100		
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400		
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600		
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900		
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200		
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500		
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700		
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000		
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300		
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500		
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700		
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000		
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300		
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500		
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700		
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000		
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300		
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500		
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700		
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000		
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300		
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500		
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700		
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400			
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700			
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900			
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100			
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400			
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700			

	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900			
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100			
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400			
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700			
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900			
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100			
	86	275,500	315,300	366,500					
	87	275,800	315,600	366,900					
	88	276,100	315,900	367,300					
	89	276,400	316,200	367,500					
	90	276,700	316,500	367,900					
	91	277,000	316,800	368,300					
	92	277,300	317,100	368,700					
	93	277,600	317,300	368,900					
	94		317,500	369,200					
	95		317,800	369,600					
	96		318,200	369,900					
	97		318,400	370,200					
	98		318,700	370,600					
	99		319,000	371,000					
	100		319,400	371,400					
	101		319,600	371,900					
	102		319,900	372,300					
	103		320,200	372,700					
	104		320,500	373,100					
	105		320,700	373,600					
	106		321,000	374,000					
	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						

	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

（安平町職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　安平町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第２項中「、６月に支給する場合には100分の126.25、12月支給する場合には100分の128.75」を「100分の127.5」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

第23条第２項第１号中「、６月に支給する場合には100分の106.25、12月支給する場合には100分の108.75」を「100分の107.5」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75」を「100分の52.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定並びに附則第６項及び附則第８項の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の安平町職員の給与に関する条例（以下「第１条改正後給与条例」という。）並びに附則第５項及び附則第７項の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　第１条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の安平町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4　第１項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

5　安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年安平町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の232.5」を「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5」に改める。

6　安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合にあっては100分の237.5」を「100分の235」に改める。

（安平町長等の給与等に関する条例の一部改正）

7　安平町長等の給与等に関する条例（平成18年安平町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「100分の232.5」を「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5」に改める。

8　安平町長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合にあっては100分の237.5」を「100分の235」に改める。

令和８年第８回安平町議会臨時会　議案第１号　資料

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要について

８月７日付け人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、安平町職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率を改定するとともに、所要の改正を行うもの。

【改正対象条例】

①安平町職員の給与に関する条例（第１・２条）

②安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（改正附則第５項及び第６項）

③安平町長等の給与等に関する条例（改正附則第７項及び第８項）

＊会計年度任用職員は「安平町職員の給与に関する条例」を準用しているため同様の対応

【改正内容】

１．改正条例第１条の内容

（１）民間給与との較差を解消するための月額給料表の改定＜Ｒ８年４月１日適用＞

▶業務遂行において重要な役割を担う中堅層以上の職員について、昨年を上回る改定

給料表改定率　1級(+4.0%)、2級(+3.6%)、3級(+3.4%)、4級(+3.1%)、5～7級(3.0%)、全体+３.3%

▶民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ

・高卒初任給（1級５号俸：200,300円→209,800円　9,500円増（＋4.7%）

・大卒初任給（1級25号俸：232,000円→241,500円　9,500円増（＋4.1%）

＊会計年度任用職員についても9,500円引上げ

（２）民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善＜Ｒ８年4月1日適用＞

▶大幅な月例給料額を改善(＋8.5%)

（３）期末・勤勉手当の支給率改定＜Ｒ８年12月支給分より適用＞

▶一般職：年間支給月数を0.05月分引上げ（4.65月⇒4.70月）

区分	Ｒ８年６月分	Ｒ８年12月分	合　計
期末手当	1.2625月 ↓ 1.2625月（変更無し）	1.2625月 ↓ **1.2875月（＋0.025月）**	2.525月 ↓ **2.55月（＋0.025月）**
勤勉手当	1.0625月 ↓ 1.0625月（変更無し）	1.0625月 ↓ **1.0875月（＋0.025月）**	2.125月 ↓ **2.15月（＋0.025月）**
合　　計	2.325月 ↓ 2.325月（変更無し）	2.325月 ↓ **2.375月（＋0.05月）**	4.65月 ↓ **4.7月（＋0.05月）**

＊　再任用職員については12月期末・勤勉手当で0.05月分引上げ（再任用職員は12月期末手当0.7125月を0.7375月に、12月勤勉手当0.5月を0.5375月に改正し、年間で2.5月とする。）

（４）その他＜Ｒ８年４月１日からの遡及適用＞

▶今回の法改正では、宿直手当の額の改定も行われており、当町条例においても改正をいたしますが、当町では職員の宿直は行ってないため、適用となる職員はありません。

①勤務１回あたり4,700円　⇒　5,000円に改訂

②常直的な宿直勤務の場合、月額２万2,500円　⇒　２万4,000円に改訂

※今回の法改正では、宿直手当の額の改定も行われておりますが、当町では職員の宿直は行ってないため、適用となる職員はありません。

２．改正条例第２条の内容

（１）期末・勤勉手当の支給率改定＜Ｒ９年４月１日施行＞

▶支給割合の均等化を図るための改正

区分	Ｒ９年６月分	Ｒ９年12月分	合計
期末手当	1.2625月 ↓ **1.275月（＋0.0125月）**	1.2875月 ↓ **1.275月（－0.0125月）**	2.55月 ↓ 2.55月（変更なし）
勤勉手当	1.0625月 ↓ **1.075月（＋0.0125月）**	1.0875月 ↓ **1.075月（－0.0125月）**	2.15月 ↓ 2.15月（変更なし）
合　　計	2.325月 ↓ **2.35月（＋0.025月）**	2.375月 ↓ **2.35月（－0.025月）**	4.7月 ↓ 4.7月（変更なし）

＊再任用職員についても支給率の均等化が行われ、６月・１２月の期末手当は0.725月、勤勉手当は0.525月となる。

３．附則による改正

（１）町議会議員及び町特別職の期末手当支給率の改定

区分	Ｒ８年６月分	Ｒ８年12月分	Ｒ９年６月	Ｒ９年12月
期末手当	2.325月 ↓ 2.325月	2.325月 ↓ **2.375月**	2.325月 ↓ **2.35月**	2.375月 ↓ **2.35月**

＊なお、令和９年４月以降は、６月及び12月のそれぞれが2.35月分の支給率となるよう附則において再度改正が行われる。

４．今回の給与条例改正に伴う令和８年度影響額（正規職員分のみ）

	給　料	期末手当	勤勉手当	時間外手当	**影響額**
一般会計（職員）	17,519千円	5,370千円	4,627千円	562千円	28,078千円
一般会計（再任用）	1,169千円	172千円	132千円	58千円	1,531千円
介護会計（職員）	298千円	94千円	83千円	0千円	475千円
上水会計（職員）	690千円	207千円	182千円	12千円	1,091千円
下水会計（職員）	780千円	231千円	205千円	17千円	1,233千円
計	20,456千円	6,074千円	5,229千円	649千円	**32,408千円**

＊今回提出している追加の補正予算の額は、増額分と不用額整理に伴う減額分などで相殺されているため、同額とはならない。

５．施行期日・経過措置の規定について

（１）条例施行期日（附則第１項関係）

▶公布日より施行する。

（２）改正条例の適用（附則第１項～附則第２項関係）

▶改正条例第１条のうち月額給料表、宿日直手当等の改正規定は、令和８年４月１日の適用

▶改正条例第２条、第６項及び第８項の改正規定は、令和９年４月１日から施行

（３）経過措置（附則第３項～附則第４項関係）

▶経過措置を規定

（４）町議会議員及び町特別職に係る期末手当支給率の改定（附則第５項～附則第８項関係）

▶町議会議員及び町特別職に係る期末手当の支給率の改定は、従来どおり職員の期末・勤勉手当の合計支給率に準ずるものとするため、附則により一括改定とするものであること。

議案第２号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第５号）について

令和８年度安平町一般会計補正予算（第５号）を別紙のとおり提出する。

令和８年11月26日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和８年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

議案第２号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第５号）

令和８年度安平町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,201千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,738,791千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月26日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		738,467	△2,201	736,266
	1. 基金繰入金	736,961	△2,201	734,760
歳　入　合　計		9,740,992	△2,201	9,738,791

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		56,793	△989	55,804
	1. 議会費	56,793	△989	55,804
2. 総務費		1,176,253	△3,125	1,173,128
	1. 総務管理費	1,120,233	△3,153	1,117,080
	5. 統計調査費	15,176	28	15,204
3. 民生費		1,649,073	798	1,649,871
	1. 社会福祉費	1,067,340	464	1,067,804
	2. 児童福祉費	581,733	334	582,067
4. 衛生費		679,880	634	680,514
	1. 保健衛生費	332,750	634	333,384
6. 農林水産業費		925,659	9	925,668
	1. 農業費	895,186	9	895,195
7. 商工費		538,941	△6,547	532,394
	1. 商工費	538,941	△6,547	532,394
10. 教育費		1,001,653	1,468	1,003,121
	1. 教育総務費	358,559	985	359,544
	5. 社会教育費	97,641	301	97,942
	6. 保健体育費	519,652	182	519,834
12. 給与費		1,212,718	5,551	1,218,269
	1. 給与費	1,212,718	5,551	1,218,269
歳　出　合　計		9,740,992	△2,201	9,738,791

1．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1.町税	2,382,897		2,382,897
2.地方譲与税	110,125		110,125
3.利子割交付金	3,266		3,266
4.配当割交付金	6,690		6,690
5.株式譲渡所得割交付金	7,632		7,632
6.法人事業税交付金	18,398		18,398
7.地方消費税交付金	210,555		210,555
8.ゴルフ場利用税交付金	44,861		44,861
9.環境性能割交付金	1		1
10.国有提供施設所在市町村交付金	32,378		32,378
11.地方特例交付金	22,046		22,046
12.地方交付税	2,859,119		2,859,119
13.交通安全対策特別交付金	830		830
14.分担金及び負担金	1,944		1,944
15.使用料及び手数料	202,938		202,938
16.国庫支出金	792,234		792,234
17.道支出金	1,067,815		1,067,815
18.財産収入	66,749		66,749
19.寄付金	603,369		603,369
20.繰入金	738,467	△2,201	736,266
21.繰越金	49,190		49,190
22.諸収入	129,088		129,088
23.町債	390,400		390,400
歳　入　合　計	9,740,992	△2,201	9,738,791

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	56,793	△989	55,804				△989
2. 総務費	1,176,253	△3,125	1,173,128				△3,125
3. 民生費	1,649,073	798	1,649,871				798
4. 衛生費	679,880	634	680,514				634
5. 労働費	11,937		11,937				
6. 農林水産業費	925,659	9	925,668				9
7. 商工費	538,941	△6,547	532,394				△6,547
8. 土木費	1,047,056		1,047,056				
9. 消防費	443,817		443,817				
10. 教育費	1,001,653	1,468	1,003,121				1,468
11. 公債費	992,212		992,212				
12. 給与費	1,212,718	5,551	1,218,269				5,551
13. 予備費	5,000		5,000				
歳　出　合　計	9,740,992	△2,201	9,738,791				△2,201

議案第３号

令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和８年11月26日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

議案第３号

令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,186,618千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月26日提出

安平町長　　及　川　秀一郎

(保 険 事 業 勘 定)

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 分担金及び負担金		6,908	70	6,978
	1. 負担金	6,908	70	6,978
4. 国庫支出金		244,427	157	244,584
	2. 国庫補助金	95,431	157	95,588
5. 支払基金交付金		234,843	2	234,845
	1. 支払基金交付金	234,843	2	234,845
6. 道支出金		131,791	78	131,869
	2. 道補助金	10,207	78	10,285
7. 繰入金		158,914	679	159,593
	1. 一般会計繰入金	154,443	679	155,122
歳　入　合　計		1,185,632	986	1,186,618

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		39,214	669	39,883
	1. 総務管理費	27,070	573	27,643
	2. 介護認定審査会費	12,144	96	12,240
3. 地域支援事業費		66,029	413	66,442
	2. 一般介護予防事業費	3,762	11	3,773
	3. 包括的支援事業・任意事業費	28,971	402	29,373
5. 予備費		192,236	△96	192,140
	1. 予備費	192,236	△96	192,140
歳　出　合　計		1,185,632	986	1,186,618

1．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1.保険料	166,014		166,014
2.分担金及び負担金	6,908	70	6,978
3.使用料及び手数料	1		1
4.国庫支出金	244,427	157	244,584
5.支払基金交付金	234,843	2	234,845
6.道支出金	131,791	78	131,869
7.繰入金	158,914	679	159,593
8.繰越金	242,667		242,667
9.諸収入	67		67
歳　入　合　計	1,185,632	986	1,186,618

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	39,214	669	39,883			669	
2. 保険給付費	832,555		832,555				
3. 地域支援事業費	66,029	413	66,442	235		82	96
4. 諸支出金	55,598		55,598				
5. 予備費	192,236	△96	192,140				△96
歳　出　合　計	1,185,632	986	1,186,618	235		751	

議案第４号

令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第２号）について

令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和８年11月26日提出

安平町長　及川　秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和８年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

議案第４号

令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度安平町の水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業収益	３９０，０８６千円	０千円	３９０，０８６千円
第１項　営業収益	１７０，４７０千円	０千円	１７０，４７０千円
第２項　営業外収益	２１９，６１６千円	０千円	２１９，６１６千円

支　　出

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	３７０，０９０千円	１，１９６千円	３７１，２８６千円
第１項　営業費用	３５７，５８１千円	１，１９６千円	３５８，７７７千円
第２項　営業外費用	１２，００８千円	０千円	１２，００８千円
第３項　特別損失	１千円	０千円	１千円
第４項　予備費	５００千円	０千円	５００千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第８条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科　目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	４０，５９３千円	１，０７５千円	４１，６６８千円

令和８年11月26日提出

安平町長　及　川　秀一郎

令和 8年度 安平町水道事業会計補正予算実施計画第2号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業費用			370,090	1,196	371,286	
	1.営業費用		357,581	1,196	358,777	
		2.配水及び給水費	78,316	766	79,082	
		3.総係費	42,606	430	43,036	

令和 8年度 安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第2号

(収益的支出)　　(単位　千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1.水道事業費用	370,090	1,196	371,286			
1.営業費用	357,581	1,196	358,777			
2.配水及び給水費	78,316	766	79,082	1.給料	381	給与改定による
				2.職員手当等	208	給与改定による
				3.法定福利費	41	給与改定による
				9.賞与引当金繰入額	136	給与改定による
3.総係費	42,606	430	43,036	1.給料	310	給与改定による
				2.職員手当等	98	給与改定による
				3.法定福利費	37	給与改定による
				16.賞与引当金繰入額	△15	給与改定による

議案第５号

令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第３号）について

令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和８年11月26日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和８年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

議案第５号

令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和８年度安平町の下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業収益	５７４，７７０千円	０千円	５７４，７７０千円
第１項　営業収益	１１２，１３６千円	０千円	１１２，１３６千円
第２項　営業外収益	４６２，６３４千円	０千円	４６２，６３４千円

支　　出

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業費用	５９４，９１９千円	１，７０１千円	５９６，６２０千円
第１項　営業費用	５５２，６７４千円	１，７０１千円	５５４，３７５千円
第２項　営業外費用	４１，７４１千円	０千円	４１，７４１千円
第３項　特別損失	４千円	０千円	４千円
第４項　予備費	５００千円	０千円	５００千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第９条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科　目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	４６，７３４千円	１，１７８千円	４７，９１２千円

令和８年11月26日提出

安平町長　及　川　秀一郎

令和 8年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第3号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.下水道事業費用			594,919	1,701	596,620	
	1.営業費用		552,674	1,701	554,375	
		1.管渠費	59,055	1,269	60,324	
		3.総係費	23,962	432	24,394	

令和 8年度 安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第3号

(収益的支出)　　(単位　千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明	
1.下水道事業費用	594,919	1,701	596,620				
1.営業費用	552,674	1,701	554,375				
1.管渠費	59,055	1,269	60,324	1.給料	548	給料	548
				2.職員手当等	303	期末手当	157
						勤勉手当	139
						時間外勤務手当	7
				3.法定福利費	△5	市町村職員共済組合負担金	16
						市町村職員共済組合追加費用負担金	△52
						市町村職員退職手当組合負担金	55
						地方公務員災害補償基金負担金	△24
				9.賞与引当金繰入額	423	賞与引当金繰入額	423
3.総係費	23,962	432	24,394	1.給料	227	給料	227
				2.職員手当等	103	期末手当	61
						勤勉手当	52
						児童手当	△10
				3.法定福利費	46	市町村職員共済組合負担金	23
						市町村職員退職手当組合負担金	37
						地方公務員災害補償基金負担金	△14

(収益的支出)　　(単位　千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
				17.賞与引当金繰入額	56	賞与引当金繰入額　56